平成２１年（フ）第１２２号
三重県松阪市大津町394番地１　ロイヤルオーツ101、住民票上の住所三重県松阪市中央町387番地
債務者　渡邉　ふさ
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１８１６号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地１棟505号
債務者　江口　昭三
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４２号
京都市上京区堀川通寺之内上る寺之内竪町695番地　プリオーレ24堀川紫明Ｅ－４号
債務者　西浦　雅仁
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３３号
京都市中京区壬生坊城町48番地３　壬生坊城第２団地２棟916号
債務者　黒田正太郎
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３４号
京都市中京区壬生坊城町48番地３　壬生坊城第２団地２棟916号
債務者　黒田　園子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４２号
京都市左京区岩倉西河原町66番地
債務者　山崎　文弘
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０２８号
京都市北区紫野下築山町５番地４
債務者　佐々木美代子（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９３３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目10番18号
債務者　長久　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９６３号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町３丁目20番55号　サニーウエハラ・ハイツ101号
債務者　美馬　　円
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９９０号
兵庫県尼崎市食満７丁目28番33号　杉山住宅
債務者　神宮　孝次
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９９８号
兵庫県西宮市羽衣町７番32―901号
債務者　重村　牧男
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１００９号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町３丁目18番６号
債務者　三代　弘美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３１４号
鳥取県鳥取市若葉台北３丁目７番４号、旧住所鳥取県鳥取市富安１丁目65番地
債務者　谷本　徹成
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４６号
鳥取県西伯郡伯耆町上細見193番地
債務者　坂本　廣子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第７２５号
愛媛県伊予郡松前町大字浜910番地
債務者　門田　朋也
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１７９号
福岡県飯塚市勢田284番地　市営東勢田・明治住宅６号
債務者　中島　早苗
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１８０号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師3994番地４
債務者　合屋三知枝
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部